

議案第 34 号

岩見沢市議会会議規則の一部改正について

岩見沢市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

議会運営委員会委員長 豊岡 義博

岩見沢市議会会議規則の一部を改正する規則

岩見沢市議会会議規則（昭和 42 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 節 公聴会、参考人」を「第 9 節 公聴会及び参考人」に、
「
第 84 条（定足数に関する措置）
第 2 節 審査
」
を
「
第 84 条（定足数に関する措置）
第 84 条の 2（出席委員に関する措置）
第 2 節 審査
」
に、
「第 115 条（答弁書の朗読）」を「第 115 条（答弁書の配布）」に、「第
139 条（決定書の交付）」を「第 139 条（決定の通知）」に、「第 146
条（資料等印刷物の配布許可）」を「第 146 条（資料等の配布許可）」に、
「第 150 条（懲罰動議の審査）
第 151 条（戒告又は陳謝の方法）」
を
「第 150 条（懲罰動議の審査）」

第 150 条の 2（代理弁明）

第 151 条（戒告又は陳謝の方法）」

に、

「 第 9 章 補則

第 157 条（会議規則の疑義に対する措置）」

を

「 第 9 章 補則

第 156 条の 2（電子情報処理組織による通知等）

第 157 条（会議規則の疑義に対する措置）」に改める。

第 3 条中「また同様とする」を「、また同様とする」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項本文中「必要があると認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「そなえ」を「備え」に改める。

第 15 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 17 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 18 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 20 条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 21 条及び第 24 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 29 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 31 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加え

る。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項本文中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第57条第2項及び第60条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第65条本文中「又は」を「、又は」に改める。

第66条本文中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条本文中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第75条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項本文中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第 7 5 条の 4 第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 7 6 条第 1 項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第 2 項中「速記法又は録音機器」を「速記法、録音機器その他議長が適当と認める方法」に改める。

第 7 7 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第 7 8 条第 1 項中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 1 2 3 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 8 4 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 8 4 条の 2 この章における出席委員には、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第 8 6 条ただし書及び第 8 9 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 9 0 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第 1 0 4 条及び第 1 0 6 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 0 7 条第 1 項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。ただし、当該委員外議員が、岩見沢市議会委員会条例(昭

和 4 2 年条例第 2 0 号。以下「委員会条例」という。) 第 1 5 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合に限る。

- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第 1 0 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。また、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 1 0 9 条第 2 項及び第 1 1 2 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 1 1 4 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 1 1 5 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第 1 1 6 条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改める。

第 1 1 7 条中「第 1 章」を「、第 1 章」に改める。

第 1 1 8 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 1 1 9 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 1 0 9 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 1 2 1 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 1 2 2 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 1 2 5 条第 1 項前段中「はかる」を「諮る」に改め、同項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 1 2 6 条第 1 項後段中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 1 2 7 条第 2 項中「及び法人の名称と所在地」を「並びに法人の名称及び所在地」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 1 3 0 条第 1 項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 1 3 0 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 1 3 1 条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の場合において、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。ただし、当該紹介議員が、委員会条例第 1 5 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する場合に限る。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第 1 3 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「意見を付け、」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 1 3 3 条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第 1 3 4 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第 1 3 5 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 1 3 9 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 1 3 9 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 1 4 1 条本文中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 1 4 6 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 1 4 8 条本文中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 1 5 0 条中「議決することは」を「議決することが」に改める。

第 1 5 0 条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 1 5 0 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 1 5 7 条中「はかつて」を「諮って」に改め、第 9 章中同条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 1 5 6 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（議事日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第77条（会議録の配布）、第115条（答弁書の配布）、第129条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第130条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることが

できる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第156条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第72条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 35 号

岩見沢市議会委員会条例の一部改正について

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

議会運営委員会委員長 豊 岡 義 博

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩見沢市議会委員会条例（昭和 42 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 15 条（招集）

第 16 条（定足数）」

を

「第 15 条（招集）

第 15 条の 2（委員会の開会方法の特例）

第 16 条（定足数）」

に、「第 28 条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第 28 条（代理人又は文書等による意見の陳述）」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「、情報政策部」を削る。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）に

よって、委員会を開会することができる。ただし、第 20 条（秘密会）第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項に規定する委員会の開会は、オンラインによる方法で出席を希望する委員からの申請に基づき委員長が判断する。

4 第 1 項の規定により開会される委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

5 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 20 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 23 条第 2 項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第 25 条第 1 項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第 2 項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第 26 条第 2 項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第 28 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第 1 項本文中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により」に改める。

第 29 条第 2 項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第 3 項中「文書」

を「文書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 36 号

岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

議会運営委員会委員長 豊岡 義博

岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 8 項及び第 12 条第 5 項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。